

第 8 章 土 壤

第 1 節 土 壤 の 現 況

土壌汚染については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）により、農用地における調査、対策等が行われてきましたが、平成3年度の環境庁告示（平成3年8月23日付け告示第46号）により、公害対策基本法の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準が設定され、市街地も含めた土壌環境保全の取組がなされることとなりました（資料編P384～388参照）。

さらに、平成14年5月29日には土壌汚染対策法が公布され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がなされることとなりました。

第 2 節 土 壌 汚 染 の 防 止 対 策

土壌汚染の防止については「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、汚染地域を指定するとともに、指定地域における有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るための対策計画を策定し、対策事業を行うことになっています。対策工事を完了した地域内の農用地土壌の汚染の状況については、対策効果を把握するための対策地域調査を行いました。その結果は表3-8-1のとおりで、工事前に比べて明らかに減少しており、基準値（15ppm）に比べても著しく小さい値でした。

表 3 - 8 - 1 対策地域調査（高千穂町土呂久地区）

区 分	観 測 区	観 測 区	備 考
工 事 前	15.9 ppm	20.5ppm	土壌表層における砒素濃度 (稲収穫時)
58 年 度	0.1	-	
59 年 度	0.1	-	
60 年 度	0.1	0.0	
61 年 度	0.2	0.1	
62 年 度	0.3	0.1	
63 年 度	0.4	0.2	
元 年 度	0.2	0.1	
2 年 度	0.8	0.1	
3 年 度	0.8	0.1	
4 年 度	0.8	0.7	
5 年 度	0.8	0.7	
6 年 度	0.8	0.6	
7 年 度	1.1	0.5	
8 年 度	3.3	0.6	
9 年 度	3.0	1.5	
10 年 度	2.8	1.0	
11 年 度	3.3	1.0	
12 年 度	2.0	1.3	
13 年 度	1.8	1.0	